

包括許可取扱要領の一部を改正する通達新旧対照表（傍線部分は改正部分、各様式については波線部分が改正部分）

○包括許可取扱要領（平成17年2月25日付け平成17・02・23貿局第1号・輸出注意事項17第7号）

改 正 後	現 行
<p>(略)</p> <p>I 一般包括許可</p> <p>1～11 (略)</p> <p><u>(削る)</u></p>	<p>(略)</p> <p>I 一般包括許可</p> <p>1～11 (略)</p> <p><u>12 その他</u></p> <p><u>(1) 書類の提出窓口</u></p> <p><u>8のほか、書類の提出窓口は以下のとおりとする。</u></p> <p><u>(イ) 輸出管理内部規程：安全保障貿易検査官室</u></p> <p><u>(ロ) 代表者名変更届：許可を行った申請窓口</u></p> <p><u>(ハ) 住居表示変更届：許可を行った申請窓口</u></p> <p><u>(ニ) 統括・該非確認責任者変更届：許可を行った申請窓口</u></p> <p><u>(ホ) 「輸出管理内部規程の届出等について」に定める輸出者等概要・自己管理チェックリスト（以下「チェックリスト」という。）：安全保障貿易検査官室</u></p> <p><u>(ヘ) 包括許可の条件に従い、核兵器等の開発等若しくはその他の軍事用途に関して必要となる届出若しくは報告又は一般包括許可が効力を失う場合：経済産業省貿易経済協力局安全保障貿易審査課（以下「安全保障貿易審査課」という。）</u></p> <p><u>(ト) 輸出管理内部規程に関する変更届：安全保障貿易検査官室</u></p> <p><u>(2) 輸出管理内部規程に関する変更等</u></p> <p><u>一般包括許可をもつ者のうち、2の(2)②の要件により申請を行った者について以下の事実があったときは、輸出管理内部規程の整備又はその実施について確認するため、安全保障貿易検査官室がチェックリストに直近の取組状況を記入したものの提出を求めることがある。</u></p> <p><u>① 輸出管理内部規程に変更があったとき</u></p>

II 特別一般包括許可

1 (略)

2 特別一般包括許可の申請者
(略)

(1) ~ (3) (略)

(削る)

3 ~ 1 2 (略)

(削る)

② 合併、会社分割、事業譲渡等により組織上重大な変化があつたとき

(3) 書類の大きさ

本輸出注意事項に定める提出書類は、別に定めがない限りにおいては、A列4番とする。ただし、特段の事情がある場合には、この限りでない。

II 特別一般包括許可

1 (略)

2 特別一般包括許可の申請者
(略)

(1) ~ (3) (略)

(4) 外為法を始めとする輸出関連法規の最新情報を入手し、輸出等の業務に従事する役職員に対し周知している者

3 ~ 1 2 (略)

1 3 その他

(1) 書類の提出窓口

9のほか、書類の提出窓口は以下のとおりとする。

(イ) 輸出管理内部規程：安全保障貿易検査官室

(ロ) 代表者名変更届：許可証を発行した申請窓口

(ハ) 住居表示変更届：許可証を発行した申請窓口

(ニ) チェックリスト：安全保障貿易検査官室

(ホ) 包括許可の条件に従い、核兵器等の開発等若しくはその他の軍用途に関して必要となる届出若しくは報告、輸出される貨物の需要者若しくは提供される技術を利用する者が軍若しくは軍関係機関若しくはこれらに類する機関である場合に必要となる届出又は特別一般包括許可が効力を失う場合：安全保障貿易審査課

(ヘ) 輸出管理内部規程に関する変更届：安全保障貿易検査官室

(2) 輸出管理内部規程に関する変更等

III 特定包括許可

1 (略)

2 特定包括許可の申請者
(略)

(1) ~ (4) (略)

(削る)

3 特定包括許可の要件

(1) 特定包括輸出許可

申請者が、継続的な取引関係等を有する同一の相手方に対して輸出令別表第1の1から14までの項の中欄に掲げる特定の貨物の輸出を行おうとする場合に、一括して許可を行ってもその輸出が国際的な平和及び安全の維持を妨げることと認められるときは、特定包括輸出許可を行う。

なお、継続的な取引関係等を有する輸入者又は需要者の要件は以下のとおり。

(イ) ~ (ニ) (略)

(2) 特定包括役務取引許可

申請者が、継続的な取引関係等を有する同一の者との間で行う外為令別表の1から14までの項の中欄に掲げる特定の

特別一般包括許可をもつ者について以下の事実があったときは、輸出管理内部規程の整備又はその実施について確認するため、安全保障貿易検査官室がチェックリストに直近の取組状況を記入したものの提出を求めることがある。

① 輸出管理内部規程に変更があったとき

② 合併、会社分割、事業譲渡等により組織上重大な変化があったとき

(3) 書類の大きさ

本輸出注意事項に定める提出書類は、別に定めがない限りにおいては、A列4番とする。ただし、特段の事情がある場合には、この限りでない。

III 特定包括許可

1 (略)

2 特定包括許可の申請者
(略)

(1) ~ (4) (略)

(5) 外為法を始めとする輸出関連法規の最新情報を入手し、輸出等の業務に従事する役職員に対し周知している者

3 特定包括許可の要件

(1) 特定包括輸出許可

申請者が、継続的な取引関係等を有する同一の相手方に対して輸出令別表第1の2から14までの項の中欄に掲げる特定の貨物の輸出を行おうとする場合に、一括して許可を行ってもその輸出が国際的な平和及び安全の維持を妨げることと認められるときは、特定包括輸出許可を行う。

なお、継続的な取引関係等を有する輸入者又は需要者の要件は以下のとおり。

(イ) ~ (ニ) (略)

(2) 特定包括役務取引許可

申請者が、継続的な取引関係等を有する同一の者との間で行う外為令別表の2から14までの項の中欄に掲げる特定の

技術を提供することを目的とする取引を行おうとする場合に、一括して許可を行ってもその取引が国際的な平和及び安全の維持を妨げることとならないと認められるときは、特定包括役務取引許可を行う。

なお、継続的な取引関係等を有する取引の相手方又は利用する者の要件は以下のとおり

(イ)～(ニ) (略)

4 (略)

5 特定包括許可の申請手続

(1)～(2) (略)

(3) 申請窓口

特定包括許可の申請は、経済産業省貿易経済協力局安全保障貿易審査課（以下「安全保障貿易審査課」という。）に行わなければならない。

(4) (略)

(5) 継続的な取引関係等について

継続的な取引関係等とは次の①及び②のいずれかに該当するものをいう。

① 輸入者又は取引の相手方について

a)～c) (略)

d) 許可を受けて輸出した貨物の保守若しくは修理又は交換を目的として、以下に該当する貨物の本体又は部分品を輸出することが見込まれる場合であって、許可を受けた同一の輸入者向けの輸出であるもの

・輸出令別表第1の2の項(8)に掲げる周波数変換器又はその部分品のうち、可変周波数又は固定周波数モーター駆動に用いることができる周波数変換器

・輸出令別表第1の2の項(12)に掲げる測定装置のうち、半導体の製造用又は試験用の装置に組み込まれる非接触型測定装置

・輸出令別表第1の2の項(41)に掲げる高速度で大電流のスイッチングを行う機能を有する組立品（ただし、半導体の露光装置用の電源に限る）

技術を提供することを目的とする取引を行おうとする場合に、一括して許可を行ってもその取引が国際的な平和及び安全の維持を妨げることとならないと認められるときは、特定包括役務取引許可を行う。

なお、継続的な取引関係等を有する取引の相手方又は利用する者の要件は以下のとおり

(イ)～(ニ) (略)

4 (略)

5 特定包括許可の申請手続

(1)～(2) (略)

(3) 申請窓口

特定包括許可の申請は、安全保障貿易審査課に行わなければならない。

(4) (略)

(5) 継続的な取引関係等について

継続的な取引関係等とは次の①及び②のいずれかに該当するものをいう。

① 輸入者又は取引の相手方について

a)～c) (略)

d) 許可を受けて輸出した貨物の保守若しくは修理又は交換を目的として、以下に該当する貨物の本体又は部分品を輸出することが見込まれる場合であって、許可を受けた同一の輸入者向けの輸出であるもの

(新設)

・輸出令別表第1の2の項(12)に掲げる測定装置のうち、半導体の製造用又は試験用の装置に組み込まれる非接触型測定装置

・輸出令別表第1の2の項(41)に掲げる高速度で大電流のスイッチングを行う機能を有する組立品（ただし、半導体の露光装置用の電源に限る）

- ・輸出令別表第1の3の項(2)7に掲げる弁又は9に掲げるポンプ
- ・輸出令別表第1の4の項(8)に掲げる連続式の混合機(部分品に限る)

② 需要者(輸入者と需要者が異なる場合)又は利用する者(取引の相手方と利用する者が異なる場合)について

a)～c) (略)

d) 許可を受けて輸出した貨物の保守若しくは修理又は交換を目的として、以下に該当する貨物の本体又は部分品を輸出することが見込まれる場合であって、許可を受けた同一の需要者向けの輸出であるもの

・輸出令別表第1の2の項(8)に掲げる周波数変換器又はその部分品のうち、可変周波数又は固定周波数モーター駆動に用いることができる周波数変換器

- ・輸出令別表第1の2の項(12)に掲げる測定装置のうち、半導体の製造用又は試験用の装置に組み込まれる非接触型測定装置
- ・輸出令別表第1の2の項(41)に掲げる高速度で大電流のスイッチングを行う機能を有する組立品(ただし、半導体の露光装置用の電源に限る)
- ・輸出令別表第1の3の項(2)7に掲げる弁又は9に掲げるポンプ
- ・輸出令別表第1の4の項(8)に掲げる連続式の混合機(部分品に限る)

6～10 (略)

11 特定包括許可の取消及び失効

(1) 特定包括許可を受けた者が法令又は許可の条件に違反したとき

経済産業大臣は、特定包括許可を受けた者が法令若しくは許可の条件に違反したとき、2若しくは3の要件を満たさなくなったとき又は国際的な平和及び安全の維持の観点から必要があると認めるときは、当該許可を取り消すことがある。許可を取り消された者は、直ちに原許可証を返還しなければならない。

- ・輸出令別表第1の3の項(2)7に掲げる弁又は9に掲げるポンプ
- ・輸出令別表第1の4の項(8)に掲げる連続式の混合機(部分品に限る)

② 需要者(輸入者と需要者が異なる場合)又は利用する者(取引の相手方と利用する者が異なる場合)について

a)～c) (略)

d) 許可を受けて輸出した貨物の保守若しくは修理又は交換を目的として、以下に該当する貨物の本体又は部分品を輸出することが見込まれる場合であって、許可を受けた同一の需要者向けの輸出であるもの

(新設)

- ・輸出令別表第1の2の項(12)に掲げる測定装置のうち、半導体の製造用又は試験用の装置に組み込まれる非接触型測定装置
- ・輸出令別表第1の2の項(41)に掲げる高速度で大電流のスイッチングを行う機能を有する組立品(ただし、半導体の露光装置用の電源に限る)
- ・輸出令別表第1の3の項(2)7に掲げる弁又は9に掲げるポンプ
- ・輸出令別表第1の4の項(8)に掲げる連続式の混合機(部分品に限る)

6～10 (略)

11 特定包括許可の取消及び失効

経済産業大臣は、特定包括許可を受けた者が法令若しくは許可の条件に違反したとき、2若しくは3の要件を満たさなくなったとき又は国際的な平和及び安全の維持の観点から必要があると認めるときは、当該許可を取り消すことがある。許可を取り消された者は、直ちに原許可証を返還しなければならない。

また、許可の条件で規定されている場合の他、国際的な平和及び安全の維持の観点から必要があると認めるときは、経済産

ならない。

また、許可の条件で規定されている場合の他、国際的な平和及び安全の維持の観点から必要があると認めるときは、経済産業大臣が定める期日から当該許可の全部又は一部の効力を失う旨の通知を行うことがある。

(2) 特定包括許可及び特別返品等包括許可を受けた場合の一時失効

特定包括許可及び特別返品等包括許可を受けた者が特定包括許可を適用できる貨物又は技術を「い地域①」に特別返品等包括許可によって輸出又は提供をしたときは、当該貨物の輸出又は技術の提供に限り、特定包括許可は失効していたものとみなす。

(削る)

業大臣が定める期日から当該許可の全部又は一部の効力を失う旨の通知を行うことがある。

(新設)

12 その他

(1) 書類の提出窓口

5 (3) のほか、書類の提出窓口は以下のとおりとする。

(イ) 輸出管理内部規程：安全保障貿易検査官室

(ロ) 代表者名変更届：安全保障貿易審査課

(ハ) 住居表示変更届：安全保障貿易審査課

(ニ) チェックリスト：安全保障貿易検査官室

(ホ) 輸出又は取引の実績の報告：安全保障貿易審査課

(ヘ) 包括許可の条件に従い、核兵器等の開発等若しくはその他の軍事用途に関して必要となる届出、又は特定包括が効力を失う場合：安全保障貿易審査課

(ト) 輸出管理内部規程に関する変更届：安全保障貿易検査官室

(2) 輸出管理内部規程に関する変更等

特定包括許可をもつ者について以下の事実があったときは、輸出管理内部規程の整備又はその実施について確認するため、安全保障貿易検査官室がチェックリストに直近の取組状況を記入したものの提出を求めることがある。

① 輸出管理内部規程に変更があったとき

② 合併、会社分割、事業譲渡等により組織上重大な変化があったとき

IV 特別返品等包括許可

1 (略)

2 特別返品等包括許可の申請者

(1) ~ (4) (略)

(削る)

3 ~ 9 (略)

10 特別返品等包括許可の更新

(1) ~ (2) (略)

(3) 更新のための手続

特別返品等包括許可の更新を行う場合は、次の(イ) ~ (ヘ)の書類を提出しなければならない。

(イ) ~ (ハ) (略)

(削る)

(削る)

(ニ) 5 (3) (ヘ) ~ (リ) の書類・・・各1通

(ホ) 原許可証の写し

(ヘ) 分割を必要とするときは、必要とする通数の特別返品等包括輸出・役務取引許可申請書

11 特別返品等包括許可の取消及び失効

(1) 特別返品等包括許可を受けた者が法令又は許可の条件に違反したとき

経済産業大臣は、特別返品等包括許可を受けた者が法令若

(3) 書類の大きさ

本輸出注意事項に定める提出書類は、別に定めがない限りにおいては、A列4番とする。

ただし、特段の事情がある場合には、この限りでない。

IV 特別返品等包括許可

1 (略)

2 特別返品等包括許可の申請者

(1) ~ (4) (略)

(5) 外為法を始めとする輸出関連法規の最新情報を入手し、輸出等の業務に従事する役職員に対し周知している者

3 ~ 9 (略)

10 特別返品等包括許可の更新

(1) ~ (2) (略)

(3) 更新のための手続

特別返品等包括許可の更新を行う場合は、次の(イ) ~ (チ)の書類を提出しなければならない。

(イ) ~ (ハ) (略)

(ニ) 削除

(ホ) 原許可証の有効期間中における実績を示す書類・・・1通原則として、6に掲げる条件に基づく貨物の輸出又は技術の提供に係る実績報告の写しとする。

(ヘ) 5 (3) (ヘ) ~ (リ) の書類・・・各1通

(ト) 原許可証の写し

(チ) 分割を必要とするときは、必要とする通数の特別返品等包括輸出・役務取引許可申請書

11 特別返品等包括許可の取消

経済産業大臣は、特別返品等包括許可を受けた者が法令若しくは許可の条件に違反したとき、2若しくは3の要件を満たさなくなったとき又は国際的な平和及び安全の維持の観点から必

しくは許可の条件に違反したとき、2若しくは3の要件を満たさなくなったとき又は国際的な平和及び安全の維持の観点から必要があると認めるときは、当該許可を取り消すことがある。許可を取り消された者は、直ちに原許可証を返還しなければならない。

(2) 特定包括許可及び特別返品等包括許可を受けた場合の一時失効

特定包括許可及び特別返品等包括許可を受けた者が特定包括許可を適用できる貨物又は技術を「い地域①」に特定包括許可によって輸出又は提供をしたときは、当該貨物の輸出又は技術の提供に限り、特別返品等包括許可は失効していたものとみなす。

(削る)

要があると認めるときは、当該許可を取り消すことがある。許可を取り消された者は、直ちに原許可証を返還しなければならない。

(新設)

12 その他

(1) 書類の提出窓口

5 (2) のほか、書類の提出窓口は以下のとおりとする。

(イ) 輸出管理内部規程：安全保障貿易検査官室

(ロ) 代表者名変更届：安全保障貿易審査課

(ハ) 住居表示変更届：安全保障貿易審査課

(ニ) 管理責任者変更届：安全保障貿易審査課

(ホ) チェックリスト：安全保障貿易検査官室

(ヘ) 貨物の輸出又は技術の提供に係る実績の報告：安全保障貿易審査課

(ト) 輸出管理内部規程に関する変更届：安全保障貿易検査官室

(2) 輸出管理内部規程に関する変更等

特別返品等包括許可をもつ者について以下の事実があったときは、輸出管理内部規程の整備又はその実施について確認するため、安全保障貿易検査官室がチェックリストに直近の取組状況を記入したものの提出を求めることがある。

① 輸出管理内部規程に変更があったとき

② 合併、会社分割、事業譲渡等により組織上重大な変化があったとき

(3) 書類の大きさ

本輸出注意事項に定める提出書類は、別に定めがない限り

V 特定子会社包括許可

1～2 (略)

3 特定子会社包括許可の申請者
(略)

(1)～(6) (略)

(削る)

4 (略)

5 特定子会社包括許可の範囲

(1) 特定子会社包括輸出・役務取引許可のうち輸出に係る範囲は、別表Aにおいて「特定」と表記された欄にあたる貨物（輸出令別表第1の1の項の中欄に掲げる貨物を除く。）及び仕向地の組合せであって、特定子会社を輸入者又は需要者とする輸出とする。

ただし、輸出令別表第3の2又は同表第4に掲げる地域を経由又は仕向地とする場合は、特定子会社包括輸出・役務取引許可は適用できない。

(2) 特定子会社包括許可のうち役務取引に係る範囲は、次の①、②又は③に該当する取引とする。

なお、特定子会社包括役務取引許可が認められる取引に関する法第25条第3項に掲げる行為については、外為令第17条第2項の規定に基づく許可を要しない。

① 別表Bにおいて「特定」と表記された欄にあたる技術（外為令別表の1の項の中欄に掲げる設計、製造又は使用に係る技術及び外為令別表の2から15までの項の中欄に掲げる設計又は製造に係る技術に該当するものを除く。）及びその提供地の組合せであって、特定子会社を取引の相手方又は利用する者とする取引

においては、A列4番とする。

ただし、特段の事情がある場合には、この限りでない。

V 特定子会社包括許可

1～2 (略)

3 特定子会社包括許可の申請者
(略)

(1)～(6) (略)

(7) 外為法を始めとする輸出関連法規の最新情報を入手し、輸出等の業務に従事する役職員に対し周知している者

4 (略)

5 特定子会社包括許可の範囲

(1) 特定子会社包括輸出・役務取引許可のうち輸出に係る範囲は、別表Aにおいて「特定」と表記された欄にあたる貨物及び仕向地の組合せであって、特定子会社を輸入者又は需要者とする輸出とする。

ただし、輸出令別表第3の2又は同表第4に掲げる地域を経由又は仕向地とする場合は、特定子会社包括輸出・役務取引許可は適用できない。

(2) 特定子会社包括許可のうち役務取引に係る範囲は、次の①、②又は③に該当する取引とする。

なお、特定子会社包括役務取引許可が認められる取引に関する法第25条第3項に掲げる行為については、外為令第17条第2項の規定に基づく許可を要しない。

① 別表Bにおいて「特定」と表記された欄にあたる技術（設計又は製造に係る技術に該当するものを除く。）及びその提供地の組合せであって、特定子会社を取引の相手方又は利用する者とする取引

② 別表Bにおいて「特定」と表記された欄にあたる技術（輸出令別表第1の1から15までの項の中欄に掲げる貨物のいずれにも該当しないものの設計・製造に用いるものに限る。）及びその提供地の組合せであって、特定子会社を取引の相手方又は利用する者とする取引

③ (略)
(略)

6 特定子会社包括許可の申請手続

(1)～(2) (略)

(3) 申請に必要な書類

特定子会社包括許可を受けようとする者は、次の(イ)～(チ)の書類を申請窓口へ提出しなければならない。

(イ)～(ハ) (略)

(削る)

(ニ) 特定子会社の概要の説明書・・・1通

① 特定子会社の所在地、事業内容、組織、資本関係、主な販売先等に係る説明書

② 提出書類通達別記1の(オ)に規定する書類

(ホ) 特定子会社から提出された誓約事項の遵守を徹底するための管理体制を示す書類(様式第16)・・・1通

(ヘ) 申請者又は申請者が委任する第三者が特定子会社に対し、申請前から18ヶ月以内において実施した輸出管理に関する監査の実績を示す書類(申請者が委任する第三者が監査を実施した場合は、その委任状の写しを添付すること)・・・1通

(ト) 特定子会社の誓約書

① 特定子会社が貨物の最終需要者又は技術を利用する者となる場合

提出書類通達様式2の誓約書・・・原本及び写し1通

注1) 誓約書の記載については、提出書類通達別記1(カ)及び別記2に従い記載すること。その他の注意事項は以下のとおり。

・買主名、買主の住所、荷受人名、荷受人の住所、最終需要者名、最終需要者の住所(同様式2第1節

② 別表Bにおいて「特定」と表記された欄にあたる技術（輸出令別表第1の2から15までの項の中欄に掲げる貨物のいずれにも該当しないものの設計・製造に用いるものに限る。）及びその提供地の組合せであって、特定子会社を取引の相手方又は利用する者とする取引

③ (略)
(略)

6 特定子会社包括許可の申請手続

(1)～(2) (略)

(3) 申請に必要な書類

特定子会社包括許可を受けようとする者は、次の(イ)～(リ)の書類を申請窓口へ提出しなければならない。

(イ)～(ハ) (略)

(ニ) 削除

(ホ) 特定子会社の概要の説明書・・・1通

① 特定子会社の所在地、事業内容、組織、資本関係、主な販売先等に係る説明書

② 提出書類通達別記1の(オ)に規定する書類

(ヘ) 特定子会社から提出された誓約事項の遵守を徹底するための管理体制を示す書類(様式第16)・・・1通

(ト) 申請者又は申請者が委任する第三者が特定子会社に対し、申請前から18ヶ月以内において実施した輸出管理に関する監査の実績を示す書類(申請者が委任する第三者が監査を実施した場合は、その委任状の写しを添付すること)・・・1通

(チ) 特定子会社の誓約書

(あ) 特定子会社が貨物の最終需要者又は技術を利用する者となる場合

提出書類通達様式2の誓約書・・・原本及び写し1通

注1) 誓約書の記載については、提出書類通達別記1(カ)及び別記2に従い記載すること。その他の注意事項は以下のとおり。

・買主名、買主の住所、荷受人名、荷受人の住所、最終需要者名、最終需要者の住所(同様式2第1

(b) から (g)) については、特定子会社名、特定子会社の住所を記載する。

- ・輸出する貨物等の欄（同様式 2 第 2 節 (a)) については、「包括許可取扱要領 V の 5 に規定する貨物及び技術の範囲」と記載して構わない。
- ・輸出する貨物等の数量・重量（同様式 2 第 2 節 (b)) 、契約番号/契約のサイン日（同様式 2 第 2 節 (c)) は「-」と記載する。
- ・貨物等の用途（同様式 2 第 3 節 (a)) については、「特定子会社内での利用のため」と記載する。

- ・追加的な誓約事項等（同様式 2 第 3 節 (f)) の欄に、「許可を受けている特定子会社及び特定子会社包括輸出・役務取引許可申請書に記載されている最終需要者等への再輸出については、事前同意の対象から除外する」旨記載することができる。

注 2) 特定子会社に対し、輸出する貨物又は提供する技術が化学兵器禁止条約により規制されるものがある場合は、当該貨物又は技術について、特定子会社から取得する誓約書は、提出書類通達様式 4 によるものとする。

ただし、仕向地・提供地、貨物の種類、仕様、技術の内容、数量等によっては、許可しないことがある。

(削る)

- ② 特定子会社が輸入者又は取引の相手方となる場合（当該特定子会社が貨物の最終需要者又は技術を利用する者でない場合）

提出書類通達様式 3 の誓約書・・・原本及び写し 1 通

注 1) 誓約書の記載については、提出書類通達別記 1 (カ) 及び別記 2 に従い記載すること。その他の注意事項は以下のとおり。

- ・買主名、買主の住所、荷受人名、荷受人の住所販売

節 (b) から (g)) については、特定子会社名、特定子会社の住所を記載する。

- ・輸出する貨物等の欄（同様式 2 第 2 節 (a)) については、「包括許可取扱要領 V の 5 に規定する貨物及び技術の範囲」と記載して構わない。
- ・輸出する貨物等の数量・重量（同様式 2 第 2 節 (b)) 、契約番号/契約のサイン日（同様式 2 第 2 節 (c)) は「-」と記載する。
- ・貨物等の用途（同様式 2 第 3 節 (a)) については、「特定子会社内での利用のため」と記載する。

- ・追加的な誓約事項等（同様式 2 第 3 節 (f)) の欄に、「許可を受けている特定子会社及び特定子会社包括許可申請明細書に記載されている最終需要者等への再輸出については、事前同意の対象から除外する」旨記載することができる。

注 2) 特定子会社に対し、輸出する貨物又は提供する技術が化学兵器禁止条約により規制されるものがある場合は、当該貨物又は技術について、特定子会社から取得する誓約書は、提出書類通達様式 4 によるものとする。

ただし、仕向地・提供地、貨物の種類、仕様、技術の内容、数量等によっては、許可しないことがある。

注 3) ストック販売を想定している貨物がある場合には、(チ) の (あ) の誓約書の他に (チ) の (い) の誓約書が必要となる。

- (い) 特定子会社が輸入者又は取引の相手方となる場合（当該特定子会社が貨物の最終需要者又は技術を利用する者でない場合）

提出書類通達様式 3 の誓約書・・・原本及び写し 1 通

注 1) 誓約書の記載については、提出書類通達別記 1 (カ) 及び別記 2 に従い記載すること。その他の注意事項は以下のとおり。

- ・買主名、買主の住所、荷受人名、荷受人の住所、

業者名、販売業者の住所（同様式3第1節（b）から（g））については、特定子会社名、特定子会社の住所を記載する。

- ・貨物等の説明（同様式3第2節（a））の欄は、ストック販売する貨物又は技術を特定し、記載する。
- ・輸出する貨物等の数量・重量（同様式3第2節（b））、契約番号／契約のサイン日（同様式3第2節（c））は「-」と記載する。
- ・追加的な誓約事項等（同様式3第3節（g））の欄に、「許可を受けている特定子会社及び特定子会社包括許可申請明細書に記載されている最終需要者等への再販売・再輸出については、事前同意の対象から除外する」旨記載することができる。

注2）特定子会社に対し、輸出する貨物又は提供する技術が化学兵器禁止条約により規制されるものがある場合は、当該貨物又は技術について、特定子会社から取得する誓約書は、提出書類通達様式4によるものとする。ただし、仕向地・提供地、貨物の種類、仕様、技術の内容、数量等によっては、最終需要者が確定していないことを理由に許可しないことがある。

注3）ストック販売を想定している貨物がある場合には（ト）の①の誓約書の他に（ト）の②の誓約書が必要となる。

（チ）最終需要者等の誓約書等（（ト）の②の誓約書にサインした特定子会社が再販売・再輸出を行う最終需要者等が明らかな場合）

- ① 最終需要者等の概要の説明書・・・1通（（ニ）に同じ。）
- ② 当該特定子会社と最終需要者等の間における継続的な取引実績又は見込みを示す書類・・・1通
- ③ 当該特定子会社に対する最終需要者等の誓約書の写し（提出書類通達様式2の誓約書）・・・写し1通

注1）誓約書の記載については、提出書類通達別記1（

販売業者名、販売業者の住所（同様式3第1節（b）から（g））については、特定子会社名特定子会社の住所を記載する。

- ・貨物等の説明（同様式3第2節（a））の欄は、ストック販売する貨物又は技術を特定し、記載する。
- ・輸出する貨物等の数量・重量（同様式3第2節（b））、契約番号／契約のサイン日（同様式3第2節（c））は「-」と記載する。
- ・追加的な誓約事項等（同様式3第3節（g））の欄に、「許可を受けている特定子会社及び特定子会社包括許可申請明細書に記載されている最終需要者等への再販売・再輸出については、事前同意の対象から除外する」旨記載することができる。

注2）特定子会社に対し、輸出する貨物又は提供する技術が化学兵器禁止条約により規制されるものがある場合は、当該貨物又は技術について、特定子会社から取得する誓約書は、提出書類通達様式4によるものとする。ただし、仕向地・提供地、貨物の種類、仕様、技術の内容、数量等によっては、最終需要者が確定していないことを理由に許可しないことがある。

注3）仕向地・提供地、貨物の種類、仕様、技術の内容、数量等によっては、最終需要者が確定していないことを理由に許可しないことがある。

（リ）最終需要者等の誓約書等（（チ）の（い）の誓約書にサインした特定子会社が再販売・再輸出を行う最終需要者等が明らかな場合）

- ① 最終需要者等の概要の説明書・・・1通（（ホ）に同じ）
- ② 当該特定子会社と最終需要者等の間における継続的な取引実績又は見込みを示す書類・・・1通
- ③ 当該特定子会社に対する最終需要者等の誓約書（提出書類通達様式2の誓約書）・・・写し1通

注1）誓約書の記載については、提出書類通達別記1（

カ) 及び別記 2 に従い記載すること。その他の注意事項は以下のとおり。

・宛先は特定子会社名を記載する。

・輸出する貨物等(同様式 2 第 2 節 (a)) の欄については、当該特定子会社包括許可が適用される貨物等のうち、特定子会社から最終需要者等へ再販売・再輸出が想定される貨物等の説明を記載する。

・輸出する貨物等の数量・重量(同様式 2 第 2 節 (b))、契約番号/契約のサイン日(同様式 2 第 2 節 (c)) は「-」と記載する。

注 2) 最終需要者等に対し、輸出する貨物又は提供する技術が化学兵器禁止条約により規制されるものがある場合は、当該貨物又は技術について、最終需要者等から取得する誓約書は、提出書類通達様式 4 によるものとする。ただし、仕向地・提供地、貨物の種類、仕様、技術の内容、数量等によっては、許可しないことがある。

(削る)

7～8 (略)

9 特定子会社包括許可の変更

(1)・(2) (略)

(注) 法人の代表者名が変更された場合又は単なる住居表示の変更の場合は、特定子会社包括許可の変更の必要はないが、代表者名変更届(様式第 5)、住居表示変更届(様式第 6)を申請窓口へ速やかに提出しなければならない。代表者名変更届又は住居表示変更届の提出に当たっては、登記簿謄本の写し又は履歴事項全部証明書の写しを申請窓口にて提示することとし、提示された写しは確認の後、申請者に返却される。

10 (略)

カ) 及び別記 2 に従い記載すること。その他の注意事項は以下のとおり。

(新設)

・輸出する貨物等(同様式 2 第 2 節 (a)) の欄については、当該特定子会社包括許可が適用される貨物等のうち、特定子会社から最終需要者等へ再販売・再輸出が想定される貨物等の説明を記載する。

・輸出する貨物等の数量・重量(同様式 2 第 2 節 (b))、契約番号/契約のサイン日(同様式 2 第 2 節 (c)) は「-」と記載する。

注 2) 最終需要者等に対し、輸出する貨物又は提供する技術が化学兵器禁止条約により規制されるものがある場合は、当該貨物又は技術について、最終需要者等から取得する誓約書は、提出書類通達様式 4 によるものとする。ただし、仕向地・提供地、貨物の種類、仕様、技術の内容、数量等によっては、許可しないことがある。

(注) 必要に応じて、上記 (イ) から (リ) 以外の書類の提出を求めることがある。

7～8 (略)

9 特定子会社包括許可の変更

(1)・(2) (略)

(注) 必要に応じて、上記 (イ) から (ハ) 以外の書類の提出を求めることがある。

なお、法人の代表者名が変更された場合又は単なる住居表示の変更の場合は、特定子会社包括許可の変更の必要はないが、代表者名変更届(様式第 5)、住居表示変更届(様式第 6)を申請窓口へ速やかに提出しなければならない。代表者名変更届又は住居表示変更の提出に当たっては、登記簿謄本の写し又は履歴事項全部証明書の写しを申請窓口にて提示することとし、提示された写しは確認の後、申請者に返却される。

10 (略)

1 1 特定子会社包括許可の更新

(1) ~ (2) (略)

(3) 更新のための手続

(イ) ~ (ヲ) (略)

(削る)

1 2 ・ 1 3 (略)

(削る)

1 1 特定子会社包括許可の更新

(1) ~ (2) (略)

(3) 更新のための手続

(イ) ~ (ヲ) (略)

(注) 必要に応じて、上記 (イ) から (ヲ) 以外の書類の提出を求めることがある。

1 2 ・ 1 3 (略)

1 4 その他

(1) 書類の提出窓口

6 (2) のほか、書類の提出窓口は以下のとおりとする。

(イ) 輸出管理内部規程：安全保障貿易検査官室

(ロ) 代表者名変更届：安全保障貿易審査課

(ハ) 住居表示変更届：安全保障貿易審査課

(ニ) チェックリスト：安全保障貿易検査官室

(ホ) 輸出又は取引の実績の報告：安全保障貿易審査課

(ヘ) 包括許可の条件に従い、核兵器等の開発等若しくはその他の軍事用途に関して必要となる届出、又は特定子会社包括許可が効力を失う場合：安全保障貿易審査課

(ト) 輸出管理内部規程に関する変更届：安全保障貿易検査官室

(2) 輸出管理内部規程に関する変更等

特定子会社包括許可をもつ者について以下の事実があったときは、輸出管理内部規程の整備又はその実施について確認するため、安全保障貿易検査官室がチェックリストに直近の取組状況を記入したものの提出を求めることがある

① 輸出管理内部規程に変更があったとき

② 合併、会社分割、事業譲渡等により組織上重大な変化があったとき

(3) 書類の大きさ

本輸出注意事項に定める提出書類は、別に定めがない限

VI (略)

VII 申請書類の記載方法等

1 (略)

2 実績の報告

(1) (略)

(2) 特定包括許可(様式第22)

特定包括許可を受けた者は、許可案件による毎年の輸出又は取引の実績の報告を翌年1月末日までに安全保障貿易審査課に提出しなければなりません。

報告の内容は、仕向地又は提供地別に、特定包括輸出許可にあっては当該許可の対象貨物の輸出の通関回数及び合計金額(US\$)、特定包括役務取引許可にあっては当該許可の対象技術の提供の回数(契約数)及び合計金額(US\$)です。

また、無償で輸出される許可対象貨物にあっては、輸出申告書の「申告価格(F.O.B)」の欄に記載した当該貨物の金額を輸出時における換算率(毎月財務大臣が日本銀行において公示する「基準外国為替相場及び裁定外国為替相場」を使用)によりアメリカ合衆国通貨に換算して算入してください。

なお、一回で複数の貨物の輸出又は技術の提供を行う場合において、貨物又は技術が輸出令又は外為令の複数の項の中欄の括弧の番号にわたり、かつ、金額内訳が明らかでないときは、金額の大きい方の貨物又は技術の欄(金額が同額の場合は項番号・括弧番号の小さい方の欄)に記載してください。

更に、一回で複数の貨物の輸出又は技術の提供を行う場合において、輸出令別表第1又は外為令別表に該当するものと該当しないものが含まれ、かつ、該当するものと該当しないものの金額内訳が明らかでないときは、該当しないものも含む価額として結構です。

更新時の利用実績を示す書類については、上記の年間の実績報告に更新申請時点までの利用実績を加えたものでも結構です

りにおいては、A列4番とする。

ただし、特段の事情がある場合には、この限りでない。

VI (略)

VII 申請書類の記載方法等

1 (略)

2 実績の報告

(1) (略)

(2) 特定包括許可(様式第22)

特定包括許可を受けた者は、許可案件による毎年の輸出又は取引の実績の報告を翌年1月末日までに安全保障貿易審査課に提出しなければなりません。

報告の内容は、仕向地又は提供地別に、特定包括輸出許可にあっては当該許可に係る輸出令別表第1の2の項、3の項、3の2の項、4の項及び5から14までの項の中欄の括弧の番号別の貨物の輸出の通関回数及び合計金額(US\$)、特定包括役務取引許可にあっては当該許可に係る外為令別表の2の項、3の項、4の項及び5から14までの項の中欄の括弧の番号別の技術の提供の回数(契約数)及び合計金額(US\$)です。

また、無償で輸出される許可対象貨物にあっては、輸出申告書の「申告価格(F.O.B)」の欄に記載した当該貨物の金額を輸出時における換算率(毎月財務大臣が日本銀行において公示する「基準外国為替相場及び裁定外国為替相場」を使用)によりアメリカ合衆国通貨に換算して算入してください。

なお、一回で複数の貨物の輸出又は技術の提供を行う場合において、貨物又は技術が輸出令又は外為令の複数の項の中欄の括弧の番号にわたり、かつ、金額内訳が明らかでないときは、金額の大きい方の貨物又は技術の欄(金額が同額の場合は項番号・括弧番号の小さい方の欄)に記載してください。

更に、一回で複数の貨物の輸出又は技術の提供を行う場合において、輸出令別表第1又は外為令別表に該当するものと該当しないものが含まれ、かつ、該当するものと該当しないものの金額内訳が明らかでないときは、該当しないものも含む価額と

。

(3) (略)

(4) 特定子会社包括許可（様式第24）

特定子会社包括許可を受けた者は、許可案件による毎年の輸出又は取引の実績の報告を翌年1月末日までに安全保障貿易審査課に提出しなければなりません。

報告の内容は、仕向地又は提供地別に、特定子会社包括輸出許可にあつては当該許可の対象貨物の輸出の通関回数及び合計金額（US\$）、特定子会社包括役務取引許可にあつては当該許可の対象技術の提供の回数（契約数）及び合計金額（US\$）です。

また、無償で輸出される許可対象貨物にあつては、輸出申告書の「申告価格（F. O. B）」の欄に記載した当該貨物の金額を輸出時における換算率（毎月財務大臣が日本銀行において公示する「基準外国為替相場及び裁定外国為替相場」を使用）によりアメリカ合衆国通貨に換算して算入してください。

なお、一回で複数の貨物の輸出又は技術の提供を行う場合において、貨物又は技術が輸出令又は外為令の複数の項の中欄の括弧の番号にわたり、かつ、金額内訳が明らかでないときは、金額の大きい方の貨物又は技術の欄（金額が同額の場合は項番号・括弧番号の小さい方の欄）に記載してください。

更に、一回で複数の貨物の輸出又は技術の提供を行う場合において、輸出令別表第1又は外為令別表に該当するものと該当しないものが含まれ、かつ、該当するものと該当しないものの金額内訳が明らかでないときは、該当しないものも含む価額として結構です。

更新時の利用実績を示す書類については、上記の年間の実績報告に更新申請時点までの利用実績を加えたものでも結構です。

。

して結構です。

更新時の利用実績を示す書類については、上記の年間の実績報告に更新申請時点までの利用実績を加えたものでも結構です。

。

(3) (略)

(4) 特定子会社包括許可（様式第24）

特定子会社包括許可を受けた者は、許可案件による毎年の輸出又は取引の実績の報告を翌年1月末日までに安全保障貿易審査課に提出しなければなりません。

報告の内容は、仕向地又は提供地別に、特定子会社包括輸出許可にあつては輸出令別表第1の2の項、3の項、3の2の項、4の項及び5から14までの項の中欄の括弧の番号別の貨物の輸出の通関回数及び合計金額（US\$）、特定子会社包括役務取引許可にあつては当該許可に係る外為令別表の2の項、3の項、4の項及び5から14までの項の中欄の括弧の番号別の技術の提供の回数（契約数）及び合計金額（US\$）です。

また、無償で輸出される許可対象貨物にあつては、輸出申告書の「申告価格（F. O. B）」の欄に記載した当該貨物の金額を輸出時における換算率（毎月財務大臣が日本銀行において公示する「基準外国為替相場及び裁定外国為替相場」を使用）によりアメリカ合衆国通貨に換算して算入してください。

なお、一回で複数の貨物の輸出又は技術の提供を行う場合において、貨物又は技術が輸出令又は外為令の複数の項の中欄の括弧の番号にわたり、かつ、金額内訳が明らかでないときは、金額の大きい方の貨物又は技術の欄（金額が同額の場合は項番号・括弧番号の小さい方の欄）に記載してください。

更に、一回で複数の貨物の輸出又は技術の提供を行う場合において、輸出令別表第1又は外為令別表に該当するものと該当しないものが含まれ、かつ、該当するものと該当しないものの金額内訳が明らかでないときは、該当しないものも含む価額として結構です。

更新時の利用実績を示す書類については、上記の年間の実績報告に更新申請時点までの利用実績を加えたものでも結構です。

。

VIII その他

(1) 書類の提出窓口

それぞれの包括許可の規定に定められている申請以外の書類の提出窓口は以下のとおりとする。

(イ) 輸出管理内部規程：安全保障貿易検査官室

(ロ) 代表者名変更届：許可証を発行した申請窓口

(ハ) 住居表示変更届：許可証を発行した申請窓口

(ニ) 統括・該非確認責任者変更届：許可証を発行した申請窓口

(ホ) 「輸出管理内部規程の届出等について」に定める輸出者等概要・自己管理チェックリスト（以下「チェックリスト」という。）：安全保障貿易検査官室

(ヘ) 輸出又は取引の実績の報告：安全保障貿易審査課

(ト) 包括許可の条件に従い、核兵器等の開発等若しくはその他の軍事用途に関して必要となる届出、報告又は失効した場合：安全保障貿易審査課

(チ) 輸出管理内部規程に関する変更届：安全保障貿易検査官室

(2) 輸出管理内部規程に関する変更等

一般包括許可、特別一般包括許可、特定包括許可、特別返品等包括許可、特定子会社包括許可をもつ者について以下の事実があったときは、輸出管理内部規程の整備又はその実施について確認するため、安全保障貿易検査官室がチェックリストに直近の取組状況を記入したものの提出を求めることがある。

(イ) 輸出管理内部規程に変更があったとき

(ロ) 合併、会社分割、事業譲渡等により組織上重大な変化があったとき

(3) 書類の大きさ

本輸出注意事項に定める提出書類は、別に定めがない限りにおいては、A列4番とする。

ただし、特段の事情がある場合には、この限りでない。

(4) 追加提出書類

申請を行う際は、必要に応じてあらかじめ規定された書類

VIII (新設)

以外の書類の提出を求めることがある。

(別表1) ~ (別表8) (略)

(別表5)

特定包括輸出許可の条件	許可条件の適用
<p>(1) ~ (3) (略)</p> <p>(4) 特定包括輸出許可に係る輸出の年間(暦年)の実績をその実績に係る年の翌年1月末日までに経済産業大臣に報告すること。ただし、電子情報処理組織を使用して行う特定手続等の運用について(平成12年3月31日付け平成12・03・17貿局第4号・輸出注意事項12第15号・輸入注意事項12第8号)に定めるところにより特定包括輸出許可の申請を行った者についてはこの限りでない(なお、輸出令別表第1の1の項に係るものを除く。)</p> <p>(5) 特定包括輸出許可に基づき輸出を行った際の資料を輸出管理内部規程に基づき、輸出時から少なくとも、輸出令別表第1の1から4までの項の中欄に掲げる貨物の輸出の場合は7年間、輸出令別表第1の5から14までの項の中欄に掲げる貨物の輸出の場合は5年間保存すること。</p> <p>(6) ~ (12) (略)</p>	<p>(略)</p>

(別表1) ~ (別表8) (略)

(別表5)

特定包括輸出許可の条件	許可条件の適用
<p>(1) ~ (3) (略)</p> <p>(4) 特定包括輸出許可に係る輸出の年間(暦年)の実績をその実績に係る年の翌年1月末日までに経済産業大臣に報告すること。ただし、電子情報処理組織を使用して行う特定手続等の運用について(平成12年3月31日付け平成12・03・17貿局第4号・輸出注意事項12第15号・輸入注意事項12第8号)に定めるところにより特定包括輸出許可の申請を行った者についてはこの限りでない。</p> <p>(5) 特定包括輸出許可に基づき輸出を行った際の資料を輸出管理内部規程に基づき、輸出時から少なくとも、輸出令別表第1の2から4までの項の中欄に掲げる貨物の輸出の場合は7年間、輸出令別表第1の5から14までの項の中欄に掲げる貨物の輸出の場合は5年間保存すること。</p> <p>(6) ~ (12) (略)</p>	<p>(略)</p>

(別表 6)

特定包括役務取引許可の条件	許可条件の適用
(1) ~ (4) (略) (5) 特定包括輸出許可に基づき輸出を行った際の資料を輸出管理内部規程に基づき、輸出時から少なくとも、輸出令別表第1の1から4までの項の中欄に掲げる貨物の輸出の場合は7年間、輸出令別表第1の5から14までの項の中欄に掲げる貨物の輸出の場合は5年間保存すること	(略)
(6) ~ (12) (略)	

(別表 7) ・ (別表 8) (略)

[別表 A]

特別一般包括輸出許可／一般包括輸出許可／
特定包括輸出許可／特定子会社包括輸出許可マトリックス

[1の項]

仕 向 地 輸出令別表第1項番	い地域①	と地域②	ち地域
	輸出令別表第1の1の項(1)に掲げる貨物であって、以下のいずれか	特定	二

(別表 6)

特定包括役務取引許可の条件	許可条件の適用
(1) ~ (4) (略) (5) 特定包括輸出許可に基づき輸出を行った際の資料を輸出管理内部規程に基づき、輸出時から少なくとも、輸出令別表第1の2から4までの項の中欄に掲げる貨物の輸出の場合は7年間、輸出令別表第1の5から14までの項の中欄に掲げる貨物の輸出の場合は5年間保存すること	(略)
(6) ~ (12) (略)	

(別表 7) ・ (別表 8) (略)

[別表 A]

特別一般包括輸出許可／一般包括輸出許可／
特定包括輸出許可／特定子会社包括輸出許可マトリックス

(新設)

<u>に該当するもの</u> <u>(イ) 空気銃、散弾銃、ライフル銃</u> <u>又は火縄式銃砲であって、ス</u> <u>ーツ用又は狩猟用のもの</u> <u>(ロ) 救命銃、もり銃、リベット銃</u> <u>その他これらに類する産業用銃</u> <u>(ハ) (イ) に掲げるものに用いる</u> <u>銃砲弾</u> <u>(ニ) (イ) 及び (ロ) に掲げるも</u> <u>のの附属品 (暗視機能を有する</u> <u>装置を除く。)</u> <u>(ホ) (イ) から (ニ) までに掲げ</u> <u>るものの部分品</u>			
輸出令別表第1の1の項(2)に掲げる貨物であって、産業用の発破器	特定	二	二
輸出令別表第1の1の項(3)に掲げる貨物のうち、産業用の火薬若しくは爆薬又はこれらの火工品	特定	二	二
輸出令別表第1の1の項の中欄に掲げるものであって、上記を除くもの	二	二	二

[2の項]

仕向地	い地域 ①	い地域 ②	ろ地域 (ち地 域を除 く)	ち地域
輸出令別表第1項番				
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
輸出令別表第1の2の項(4)	(略)	(略)	(略)	(略)

[2の項]

仕向地	い地域 ①	い地域 ②	ろ地域 (ち地 域を除 く)	ち地域
輸出令別表第1項番				
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
輸出令別表第1の2の項(4)	(略)	(略)	(略)	(略)

0) ～ (52) に掲げる貨物
 であって、貨物等省令第1条
 第45号～第62号までのい
 ずれかに該当するもの

0) ～ (50) に掲げる貨物
 であって、貨物等省令第1条
 第45号～第60号までのい
 ずれかに該当するもの

[3の項] ～ [3の2項] (略)

[3の項] ～ [3の2項] (略)

[4の項]

[4の項]

仕向地 輸出令別表第1項番	い地域 ①	ほ地域	へ地域 (ち地 域を除 く)	ち地域
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
輸出令別表第1の4の項(19)又は(20)に掲げる貨物であって、貨物等省令第3条第20号、 <u>第20号の2</u> 又は第21号に該当するもの	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

仕向地 輸出令別表第1項番	い地域 ①	ほ地域	へ地域 (ち地 域を除 く)	ち地域
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
輸出令別表第1の4の項(19)又は(20)に掲げる貨物であって、貨物等省令第3条第20号又は第21号に該当するもの	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

[5の項] ～ [8の項] (略)

[5の項] ～ [8の項] (略)

[9の項]

[9の項]

仕向地 輸出令別表第1項番	い地域 ①	と地域 ②	ち地域

仕向地 輸出令別表第1項番	い地域 ①	と地域 ②	ち地域

(略)	(略)	(略)	(略)
輸出令別表第1の9の項(2)、(3)、(5)、(5の2)、(5の3)、(5の4)又は(5の5)に掲げる貨物であって、貨物等省令第8条第1号、第4号、第5号、第5号の2、第5号の3、第5号の4又は第5号の5のいずれかに該当するもの	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)

[10の項]～[15の項] (略)

[別表B]

特別一般包括役務取引許可／一般包括役務取引許可／
 特定包括役務取引許可／特定子会社包括役務取引許可マトリックス

[1の項]

提供地 外為令別表項番	い地域①	と地域②	ち地域
	外為令別表の1の項に掲げる技術であって、次に掲げる貨物の使用に係るもの		
輸出令別表第1の1の項(1)に掲げる貨物であって、以下のいずれかに該当するもの (イ) 空気銃、散弾銃、ライフル銃又は火縄式銃砲であつ	特定	二	二

(略)	(略)	(略)	(略)
輸出令別表第1の9の項(2)、(3)、(5)、(5の2)、(5の3)又は(5の4)に掲げる貨物であつて、貨物等省令第8条第1号、第4号、第5号、第5号の2、第5号の3又は第5号の4のいずれかに該当するもの	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)

[10の項]～[15の項] (略)

[別表B]

特別一般包括役務取引許可／一般包括役務取引許可／
 特定包括役務取引許可／特定子会社包括役務取引許可マトリックス

(新設)

<u>て、スポーツ用又は狩猟用のもの</u> <u>(ロ) 救命銃、もり銃、リベツト銃その他これらに類する産業用銃</u> <u>(ハ) (イ) に掲げるものを用いる銃砲弾</u> <u>(ニ) (イ) 及び (ロ) に掲げるものの附属品 (暗視機能を有する装置を除く。)</u> <u>(ホ) (イ) から (ニ) までに掲げるものの部分品</u>			
<u>輸出令別表第1の1の項(2)に掲げる貨物であって、産業用の発破器</u>	特定	二	二
<u>輸出令別表第1の1の項(3)に掲げる貨物のうち、産業用の火薬若しくは爆薬又はこれらの火工品</u>	特定	二	二
<u>輸出令別表第1の1の項の中欄に掲げるものであって、上記を除くもの</u>	二	二	二

[2の項]

提供地	い地域 ①	い地域 ②	ろ地域 (ち地域を除く)	ち地域
外為令別表項番				
外為令別表の2の項(1)に掲げる				

[2の項]

提供地	い地域 ①	い地域 ②	ろ地域 (ち地域を除く)	ち地域
外為令別表項番				
外為令別表の2の項(1)に掲げる				

技術であって、次に掲げる貨物の設計、製造又は使用に係るもの				
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
輸出令別表第1の2の項(40)～(52)に掲げる貨物	(略)	(略)	(略)	(略)
外為令別表の2の項(1)に掲げる技術であって、貨物等省令第15条第1項第1号に該当するもの(輸出令別表第1の2の項(3)に掲げる貨物であって、貨物等省令第1条第3号に該当するもの(試薬又は標準物質として使用されるものに限る。)の使用に係る技術に限る。)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

[4の項]

提供地 外為令別表項番	い地域 ①	ほ地域	へ地域 (ち地域を除く)	ち地域
外為令別表の4の項(1)に掲げる技術であって、次に掲げる貨物の設計、製造又は使用に係るもの				
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
輸出令別表第1の4の項(3)に掲げる貨物であって、貨物等省令	(略)	(略)	(略)	(略)

技術であって、次に掲げる貨物の設計、製造又は使用に係るもの				
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
輸出令別表第1の2の項(40)～(50)に掲げる貨物	(略)	(略)	(略)	(略)
外為令別表の2の項(1)に掲げる技術であって、貨物等省令第15条第1項第1号に該当するもの(輸出令別表第1の2の項(3)に掲げる貨物であって、貨物等省令第1条第3号に該当するもの(試薬又は標準物質として使用されるものに限る。)の使用に係る技術に限る。)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

[4の項]

提供地 外為令別表項番	い地域 ①	ほ地域	へ地域 (ち地域を除く)	ち地域
外為令別表の4の項(1)に掲げる技術であって、次に掲げる貨物の設計、製造又は使用に係るもの				
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
輸出令別表第1の4の項(3)に掲げる貨物であって、貨物等省令	(略)	(略)	(略)	(略)

第12条第5号から第10号までのいずれかに該当するものの設計、製造又は使用に係る技術のうち、貨物等省令第25条第1項第1号若しくは第5号、第2項第2号又は第3項第2号（ホ、ヘ、ヌ又はルについてはプログラムに限る。）に該当するもの				
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
輸出令別表第1の4の項（16）に掲げる貨物であって、貨物等省令第10条第3号又は第4号から第7号までのいずれかに該当するものの設計、製造又は使用に係る技術のうち、貨物等省令第27条第3項又は第4項に該当するもの				
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

[5の項]～[10の項] (略)

[11の項]

提供地	い地域①	と地域②	ち地域
外為令別表項番			
(略)	(略)	(略)	(略)
外為令別表の11の項（4）に掲げる技術であって、貨物等省令第23条			

第12条第5号から第10号までのいずれかに該当するものの設計、製造又は使用に係る技術のうち、貨物等省令第25条第1項第1号若しくは第5号、第2項第2号又は第3項第2号（ホ、ヘ、リ、ヌ又はルについてはプログラムに限る。）に該当するもの				
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
輸出令別表第1の4の項（16）に掲げる貨物であって、貨物等省令第10条第3号、第3号の2、第3号の3、第3号の4又は第4号から第7号までのいずれかに該当するものの設計、製造又は使用に係る技術のうち、貨物等省令第27条第3項又は第4項に該当するもの				
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

[5の項]～[10の項] (略)

[11の項]

提供地	い地域①	と地域②	ち地域
外為令別表項番			
(略)	(略)	(略)	(略)
外為令別表の11の項（4）に掲げる技術であって、貨物等省令第23条	(略)	(略)	(略)

第3項第3号へ又は第5号に該当するもの			
(略)	(略)	(略)	(略)

[12の項]～[15の項] (略)

注1)～注5) (略)

「輸出貿易管理令の運用について」(昭和62年11月6日付け62貿局332号・輸出注意事項62第11号)別表第1の別紙の注抜粋)

仕向地及び提供地 国・地域名	(略)	と地域②	ち地域
(略)	(略)	(略)	(略)
中央アフリカ	(略)	<u>(削除)</u>	<u>○</u>
(略)	(略)	(略)	(略)

様式第1～様式第13 (略)
 様式第14 (別添A)参照
 様式第15～様式第18 (略)
 様式第19 (別添B)参照
 様式第20 (別添C)参照
 様式第21 (別添D)参照
 様式第22 (別添E)参照
 様式第23 (別添F)参照
 様式第24 (別添G)参照
 様式第25 (別添H)参照

第3項第1号、第5号チ又は第7号に該当するもの			
(略)	(略)	(略)	(略)

[12の項]～[15の項] (略)

注1)～注5) (略)

「輸出貿易管理令の運用について」(昭和62年11月6日付け62貿局332号・輸出注意事項62第11号)別表第1の別紙の注抜粋)

仕向地及び提供地 国・地域名	(略)	と地域②	ち地域
(略)	(略)	(略)	(略)
中央アフリカ	(略)	<u>○</u>	<u>(新設)</u>
(略)	(略)	(略)	(略)

様式第1～様式第13 (略)
 様式第14 (別添A)参照
 様式第15～様式第18 (略)
 様式第19 (別添B)参照
 様式第20 (別添C)参照
 様式第21 (別添D)参照
 様式第22 (別添E)参照
 様式第23 (別添F)参照
 様式第24 (別添G)参照
 様式第25 (別添H)参照

様式第 a （別添 I）参照
様式第 a の 2 （略）

様式第 a （別添 I）参照
様式第 a の 2 （略）

様式第 14 (V-6 (1) 関係)

根拠法規	輸出貿易管理規則第 2 条の 2 貿易関係貿易外取引等に関する省令第 7 条
主務官庁	経 済 産 業 省

特定子会社包括輸出・役務取引許可申請書

※ 許可番号	
※ 有効となる日	
※ 有効期限	

経済産業大臣 殿

申請者 _____ 申請年月日 _____
 記名押印
 又は署名 _____
 住 所 _____ 電話番号 _____

次のとおり申請をします。

取引の内容

- 1 特定子会社（輸入者若しくは取引の相手方又は最終需要者又は利用する者）

(特定子会社)

名 称 _____
 住 所 _____

(最終需要者)

名 称 _____
 住 所 _____

- 2 特定子会社包括輸出・役務取引許可申請に係る貨物及び役務取引の範囲

包括許可取扱要領（平成 17・02・23 貿局第 1 号・輸出注意事項 17 第 7 号）の V の 5 の (1) 及び (2) に掲げるもの

※ 許可又は不許可

この申請を { 外国為替及び外国貿易法第 25 条第 1 項
 外国為替及び外国貿易法第 48 条第 1 項
 外国為替及び外国貿易法第 67 条第 1 項
 輸出貿易管理令第 8 条第 2 項
 貿易関係貿易外取引等に関する省令第 2 条第 2 項 } の規定により

次の条件を付して許可する。

許 可 し な い 。

条件 包括許可取扱要領（平成 17・02・23 貿局第 1 号・輸出注意事項 17 第 7 号）の V の 7 に掲げる条件に従うこと。

経済産業大臣の記名押印

日 付 _____

資 格 _____

記名押印 _____

注 (1) ※印の欄は、記入しないでください。
 (2) 用紙の大きさは、A 列 4 番とします。

様式第 14 (V-6 (1) 関係)

根拠法規	輸出貿易管理規則第 2 条の 2 貿易関係貿易外取引等に関する省令第 7 条
主務官庁	経 済 産 業 省

特定子会社包括輸出・役務取引許可申請書

※ 許可番号	
※ 有効となる日	
※ 有効期限	

経済産業大臣 殿

申請者 _____ 申請年月日 _____
 記名押印
 又は署名 _____
 住 所 _____ 電話番号 _____

次のとおり申請をします。

取引の内容

1 特定子会社 (輸入者若しくは取引の相手方又は最終需要者又は利用する者)

(特定子会社①)

名 称 _____
 住 所 _____

(特定子会社②)

名 称 _____
 住 所 _____

2 特定子会社包括輸出・役務取引許可申請に係る貨物及び役務取引の範囲

包括許可取扱要領 (平成 17・02・23 貿局第 1 号・輸出注意事項 17 第 7 号) の V の 5 の (1) 及び (2) に掲げるもの

※ 許可又は不許可

この申請を { 外国為替及び外国貿易法第 25 条第 1 項
 外国為替及び外国貿易法第 48 条第 1 項
 外国為替及び外国貿易法第 67 条第 1 項
 輸出貿易管理令第 8 条第 2 項
 貿易関係貿易外取引等に関する省令第 2 条第 2 項 } の規定により

次の条件を付して許可する。
 許 可 し な い 。

条件 包括許可取扱要領 (平成 17・02・23 貿局第 1 号・輸出注意事項 17 第 7 号) の V の 7 に掲げる条件に従うこと。

経済産業大臣の記名押印

日 付 _____
 資 格 _____
 記名押印 _____

注 (1) ※印の欄は、記入しないでください。
 (2) 用紙の大きさは、A 列 4 番とします。

様式第 19

年 月 日

特別一般包括役務取引許可の設計・製造技術の提供に係る報告書

(報告の対象となる期間：直近の事業年度 (年度))

経済産業大臣 殿

提出者

記名押印又は署名 _____

住所 _____

担当者 (所属部署名) _____、(氏名) _____

電話番号 (_____)、(内線) _____

下記のとおり報告します。

許可番号： _____

記

特別一般包括役務取引許可の設計・製造技術の提供

取引年月日	提供地 (輸出令別表 第 3 に掲げる地域 を除く)	利用する者の名称	提供技術の概要	提供技術の該当項番	提供技術で製造さ れる貨物の概要	提供技術で製造さ れる貨物の該当項 番

(注) 報告書は契約単位 (ただし、記載内容が同一となる限りにおいて複数の契約をまとめて一つの欄に記載してもよい。)

様式第 19

特別一般包括役務取引許可の設計・製造技術の提供に係る報告書
(報告の対象となる期間: 直近の事業年度(平成 年度))

経済産業大臣 殿

提出年月日 _____ 年 月 日

提出者名 _____

住所 _____

電話番号(担当) _____

下記のとおり報告します。

記

許可番号: _____

特別一般包括役務取引許可の設計・製造技術の提供

提供開始時期	提供地(輸出令別表第3に掲げる地域を除く)	取引の相手方の氏名又は名称及び住所・居所又は所在地	提供技術の概要	提供技術の該当項番	提供技術で製造される貨物の概要	提供技術で製造される貨物の該当項番

(注) 報告書は契約単位(ただし、記載内容が同一となる限りにおいて複数の契約をまとめて一つの欄に記載してもよい。)

一般／特別一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可に係る実績報告書
 （報告の対象となる期間： 年 月～ 年 月）

許可番号		受付年月日	
------	--	-------	--

経済産業大臣 殿

提出者

記名押印又は署名 _____

住所 _____

担当者（所属部署名）____、（氏名） _____

電話番号（ _____ ）、（内線） _____

下記のとおり報告します。

記

<用いられる又は利用される場合>

仕向地 又は提 供地	貨物名（型番・ 等級含む）又は 技術名	メーカー 名又は提 供者名	数量 単位	価額又 は対価	総額	輸出令別表第 1 番号又は外 為令別表番号	需要者又 は利用す る者の 名称	需要者又は利用する者の 所在地	需要等の概要（貨物又 は提供する技術の使用 目的及び使用方法等）	その他の軍事用途 と判断した理由	通関又 は取引 年月日

<用いられる又は利用される疑いがある場合>

仕向地 又は提 供地	貨物名（型番・ 等級含む）又は 技術名	メーカー 名又は提 供者名	数量 単位	価額又 は対価	総額	輸出令別表第 1 番号又は外 為令別表番号	需要者又 は利用す る者の 名称	需要者又は利用する者の 所在地	需要等の概要（貨物又 は提供する技術の使用 目的及び使用方法等）	その他の軍事用途 と判断した理由	通関又 は取引 年月日

注（1）本様式に従って、提出者において、報告書を作成して下さい。

（2）用紙の大きさは、A列3番（横書き）とします。

（3）対象期間に発生した報告事項を契約毎にすべて記載して下さい。

（4）同一の契約に係る輸出又は技術の提供が複数月に渡る場合は最初の輸出又は提供を行った日を基準にまとめて報告して下さい。

その場合、当該契約に関し、報告時点で実際に行われていない輸出又は取引がある場合は、契約に基づく見込みを記載して下さい。

（5）「一般」と「特別一般」のうち、該当しない方を取消線で消して下さい。

一般／特別一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可に係る実績報告書
 （報告の対象となる期間：平成 年 月～平成 年 月）

許可番号		受付年月日	
------	--	-------	--

経済産業大臣 殿

提出者
 記名押印又は署名 _____
 住所 _____
 担当者（所属部署名）_____
 電話番号（ _____ ）、（内線） _____

下記のとおり報告します。

記

<用いられる又は利用される場合>

仕向地 又は提 供地	貨物名（型番・ 等級含む）又は 技術名	メーカー 名又は提 供者名	数量 単位	価額又 は対価	総額	輸出令別表第 1 番号又は外 為令別表番号	需要者又 は利用す る者の 名称	需要者又は利用する者の 所在地	需要等の概要（貨物又 は提供する技術の使用 目的及び使用方法等）	その他の軍事用途 と判断した理由	通関又 は取引 年月日

<用いられる又は利用される疑いがある場合>

仕向地 又は提 供地	貨物名（型番・ 等級含む）又は 技術名	メーカー 名又は提 供者名	数量 単位	価額又 は対価	総額	輸出令別表第 1 番号又は外 為令別表番号	需要者又 は利用す る者の 名称	需要者又は利用する者の 所在地	需要等の概要（貨物又 は提供する技術の使用 目的及び使用方法等）	その他の軍事用途 と判断した理由	通関又 は取引 年月日

- 注（１）本様式に従って、提出者において、報告書を作成して下さい。
 （２）用紙の大きさは、A列3番（横書き）とします。
 （３）対象期間に発生した報告事項を契約毎にすべて記載して下さい。
 （４）同一の契約に係る輸出又は技術の提供が複数月に渡る場合は最初の輸出又は提供を行った日を基準にまとめて報告して下さい。
 その場合、当該契約に関し、報告時点で実際に行われていない輸出又は取引がある場合は、契約に基づく見込みを記載して下さい。

年 月 日

一般 / 特別一般包括役務取引許可に係る実績報告書
 (報告の対象となる期間: 年 月 ~ 年 月)

許可番号		受付年月日	
------	--	-------	--

経済産業大臣 殿

提出者

記名押印又は署名 _____

住所 _____

担当者(所属部署名) _____、(氏名) _____

電話番号(_____)、(内線) _____

下記のとおり報告します。

記

<利用される場合>

提供地	技術名	提供者名	数量 単位	対価	総額	外為令別表番 号	利用する 者の名称	利用する者の所在地	需要等の概要(提供す る技術の使用目的及び 使用方法等)	その他の軍事用途 と判断した理由	取引年 月 日

<利用される疑いがある場合>

提供地	技術名	提供者名	数量 単位	対価	総額	外為令別表番 号	利用する 者の名称	利用する者の所在地	需要等の概要(提供す る技術の使用目的及び 使用方法等)	その他の軍事用途 と判断した理由	取引年 月 日

注 (1) 本様式に従って、提出者において、報告書を作成して下さい。

(2) 用紙の大きさは、A 列 3 番 (横書き) とします。

(3) 対象期間に発生した報告事項を契約毎にすべて記載して下さい。

(4) 同一の契約に係る技術の提供が複数月に渡る場合は最初の提供を行った日を基準にまとめて報告して下さい。

その場合、当該契約に関し、報告時点で実際に行われていない取引がある場合は、契約に基づく見込みを記載して下さい。

(5) 「一般」と「特別一般」のうち、該当しない方を取消線で消してください。

別添 D (現行)

様式第 2 1

平成 年 月 日

一般 / 特別一般包括役務取引許可に係る実績報告書
(報告の対象となる期間: 平成 年 月 ~ 平成 年 月)

許可番号		受付年月日	
------	--	-------	--

経済産業大臣 殿

提出者

記名押印又は署名 _____

住所 _____

担当者(所属部署名) _____、(氏名) _____

電話番号(_____)、(内線) _____

下記のとおり報告します。

記

<利用される場合>

提供地	技術名	提供者名	数量 単位	対価	総額	外為令別表番 号	利用する 者の名称	利用する者の所在地	需要等の概要(提供す る技術の使用目的及び 使用方法等)	その他の軍事用途 と判断した理由	取引年 月日

<利用される疑いがある場合>

提供地	技術名	提供者名	数量 単位	対価	総額	外為令別表番 号	利用する 者の名称	利用する者の所在地	需要等の概要(提供す る技術の使用目的及び 使用方法等)	その他の軍事用途 と判断した理由	取引年 月日

注 (1) 本様式に従って、提出者において、報告書を作成して下さい。

(2) 用紙の大きさは、A 列 3 番 (横書き) とします。

(3) 対象期間に発生した報告事項を契約毎にすべて記載して下さい。

(4) 同一の契約に係る技術の提供が複数月に渡る場合は最初の提供を行った日を基準にまとめて報告して下さい。

その場合、当該契約に関し、報告時点で実際に行われていない取引がある場合は、契約に基づく見込みを記載して下さい。

様式第 2 2

年 月 日

特定包括許可に係る年間実績報告書

(報告の対象となる期間： 年 月～ 年 月)

経済産業大臣 殿

提出者

記名押印又は署名 _____

住所 _____

担当者(所属部署名) _____、(氏名) _____

電話番号 (_____)、(内線) _____

特定包括許可の実績について、下記のとおり報告します。

記

許可番号： _____

通関又は取引年月日	輸出令別表第 1 又は外為令別表の項の番号及び中欄の括弧の番号	仕向地又は提供地	需要者又は利用する者の名称	需要者等の概要(貨物又は提供する技術の使用目的及び使用方法)	価額又は対価

注 (1) 本様式に従って、提出者において、報告書を作成して下さい。

(2) 対象期間に発生した報告事項を契約毎にすべて記載して下さい。

(3) 同一の契約に係る輸出又は技術の提供が複数月に渡る場合は最初の輸出又は提供を行った日を基準にまとめて報告して下さい。その場合、当該契約に関し、報告時点で実際に行われていない輸出又は取引がある場合は、契約に基づく見込みを記載して下さい。

様式第 2 2

年 月 日

特定包括許可に係る年間実績報告書

(年 月 日～12月分)

経済産業大臣 殿

提出者名 _____

住 所 _____

電話番号 (担当) _____

下記のとおり報告します。

記

許可番号 : _____

<u>(輸出令別表第 1・ 外為令別表) の項の 番号及び中欄の括弧 の番号</u>				合 計
<u>仕向地・提供地</u>				
<u>通関・提供の回数</u>				
<u>金 額 (US \$)</u>				

(注) 実績欄については必要に応じ別紙として差し支えありません。輸出許可の場合は「・外為令別表」を、役務取引許可の場合は「輸出令別表第 1・」
を二重線等で消してください。

様式第 2 4

年 月 日

特定子会社包括許可に係る年間実績報告書
(年 月 日～12月分)

経済産業大臣 殿

提出者

記名押印又は署名 _____

住所 _____

担当者(所属部署名) _____、(氏名) _____

電話番号(_____)、(内線) _____

下記のとおり報告します。

記

許可番号： _____

輸出令別表第1 又は外為令別表 の項の番号及び 中欄の括弧の番 号	仕向地又は提 供地	特定子会社の 名称又は最終 需要者等の名 称	通関・提供の回 数	価額又は対価

注(1) ストック販売の場合は、輸入者又は取引の相手方となる特定子会社の名称も記入してください。

(2) 役務取引許可の場合は、プログラムについてはソースコード、テクノロジーについてはプロジェクト単位で記入してください。

様式第 2 4

年 月 日

特定子会社包括許可に係る年間実績報告書
(年 月 日～12月分)

経済産業大臣 殿

提出者名 _____

住 所 _____

電話番号 (担当) _____

下記のとおり報告します。

記

許可番号 : _____

(輸出令別表第 1・ 外為令別表) の項の 番号及び中欄の括弧 の番号				合 計
仕向地・提供地				
特定子会社の名称 又は 最終需要者等の名称				
通関・提供の回数				
数量・金額 (US \$)				

(注1) 実績欄については必要に応じ別紙として差し支えありません。
輸出許可の場合は「外為令別表」を、役務取引許可の場合は「輸出令別表第 1・」
を二重線等で消してください。

(注2) スtock販売の場合は、輸入者又は取引の相手方となる特定子会社の名称も記
入してください。

(注3) 役務取引許可の場合は、プログラムについてはソースコード、テクノロジーに
ついてはプロジェクト単位で記入してください。

様式第 25

年 月 日

特定子会社包括許可に係る年間実績
 (貨物の再販売若しくは再輸出又は技術の再提供) 報告書
 (年 月 日～12月分)

経済産業大臣 殿

提出者

記名押印又は署名 _____

住所 _____

担当者(所属部署名) _____、(氏名) _____

電話番号(_____)、(内線) _____

下記のとおり報告します。

記

許可番号 : _____

輸出令別表第1 又は外為令別表 の項の番号及び 中欄の括弧の番 号	貨物名(型番・ 等級含む)又は 技術名	報告対象期間中 の貨物・技術の再 販売等状況(いづ れかに○をする こと)	再販売等を行っ た特定子会社の 名称	再販売等を受 けた特定子会 社の名称又は 最終需要者等 の名称	需要等の概要 (貨物又は提供 する技術の使用 目的及び使用方 法等)	再販売等の時期	価額又は対価	通関年月日
		・再販売等をして いない ・再販売等をした						
		・再販売等をして いない ・再販売等をした						

注 役務取引の場合は、プログラムについてはソースコード、テクノロジーについてはプロジェクト単位で記入してください。

様式第 25

年 月 日

特定子会社包括許可に係る年間実績
 (貨物の再販売若しくは再輸出又は技術の再提供) 報告書
 (年 月 日～12月分)

経済産業大臣 殿

提出者名 _____
 住 所 _____
 電話番号 (担当) _____

下記のとおり報告します。

記

許可番号 : _____

(輸出令別表第 1・ 外為令別表) の項の 番号及び中欄の括弧 の番号				合 計
貨物名・技術名				
再販売等を行った 特定子会社名				
再販売等を受けた 特定子会社又は 最終需要者等				
使用目的等				
再販売等の時期				
数量・金額 (US \$)				
通関年月日				

(注) 役務取引の場合は、プログラムについてはソースコード、テクノロジーについてはプロジ
 ェクト単位で記入してください。

様式 a

年 月 日

統括責任者及び該非確認責任者に関する登録書

経済産業大臣 殿

提出者名
記名押印
又は署名
住 所
電話番号 (担当)

当社の統括責任者及び該非確認責任者を下記のとおり登録します。

記

1. 統括責任者
氏 名：
役職名：
就任日：
2. 該非確認責任者
氏 名：
役職名：
就任日：

様式 a

平成 年 月 日

統括責任者及び該非確認責任者に関する登録書

経済産業大臣 殿

提出者名
記名押印
又は署名
住 所
電話番号 (担当)

当社の統括責任者及び該非確認責任者を下記のとおり登録します。

記

1. 統括責任者
氏 名：
役職名：
就任日：
2. 該非確認責任者
氏 名：
役職名：
就任日：